

労務 ROAD

■令和7年度税制改正について②

前号に引き続き、令和7年度税制改正についてご案内いたします。
今回は、④特定親族特別控除、⑤源泉控除対象親族について取り上げます。

④ 特定親族特別控除

居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じた以下の金額（特定親族特別控除額）を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))		特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)		63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)		61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)		51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)		41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)		31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)		21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)		11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)		6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)		3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

(※) 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の1をご確認ください。		特定親族の個人番号	特定親族の生年月日 (平成12年～平成19年)	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族の生計を一にする事実	特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1	特定親族の氏名		平成 年 月 日			円	円
2			平成 年 月 日			円	円

※「特定親族の氏名」欄は、氏名を記載してください。

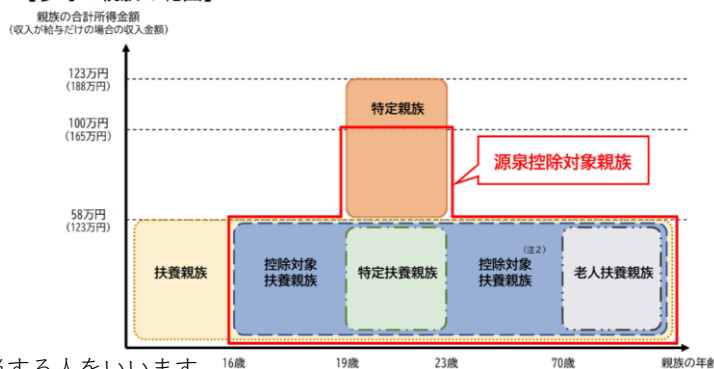
○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

⑤ 源泉控除対象親族

令和7年分までの扶養控除等申告書には、「控除対象扶養親族」を記載することになっていましたが、令和8年分以後の扶養控除等申告書には、「控除対象扶養親族」に、特定親族に該当する人のうち合計所得金額が100万円以下である人を加えた「源泉控除対象親族」を記載することとされました。

【参考：親族の範囲】



【源泉控除対象親族】

次の①又は②のいずれかに該当する人をいいます。

- ① 控除対象扶養親族
- ② 居住者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の人

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	令和8年中の所得の見積額	非居住者である親族(注1)	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和8年中に異動があった場合に記載してください。) (以下同じです。)
A 源泉控除対象配偶者						生計を一にする事実 (該当する場合は□印を付けてください。)		
1			妻・大	年 月 日	円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上留学者 □ 障害者 □ 38万円以上の支払		
2			妻・大	年 月 日	円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上留学者 □ 障害者 □ 38万円以上の支払		
B 源泉控除対象親族(16歳以上) (平23.1.1以降生)						□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上留学者 □ 障害者 □ 38万円以上の支払		
3			妻・大	年 月 日	円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上留学者 □ 障害者 □ 38万円以上の支払		
4						□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上留学者 □ 障害者 □ 38万円以上の支払		

【国税庁より】

VOL.966
(2507-4)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集：井村・浜井・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

次の日曜日に、2回目の万博に行くことになりました。

1回目はオープン初日に行ったのですが、混雑と抽選全外れというくじ運の悪さにより、パビリオンにあまり入ることができませんでした。

今度こそはということで、2回目の万博に行くことになりましたが、熱中症が心配です。暑さ対策を万全にして楽しみたいと思います。

(早川)



7月労務スケジュール

- ・賞与支払届の提出
(支給日から5日以内)